

第2期東京都地域福祉支援計画（案）の概要

計画の概要

【第1章第1節(1)(3)】

根拠：社会福祉法第108条に規定された都道府県地域福祉支援計画として策定（区市町村においては地域福祉計画を策定）

計画期間：第1期計画（平成30年度～令和2年度）に引き続く令和3年度～令和8年度（6年間）※令和5年度に中間の見直しを予定

計画の目指す姿

「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する
【第1章第3節(1)】

▶ 地域共生社会とは【第1章第3節(2)】

「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿

▶ 計画の3つの理念【第1章第4節】

- ① 誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- ② 地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京
- ③ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京

地域福祉推進のための施策の方向性

【テーマ①】【第3章第2節(1)～(5)】

地域での包括的な支援体制づくりのために

- ◆ 包括的な相談・支援体制の構築
- ◆ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
- ◆ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり
- ◆ 地域住民等による地域の多様な活動の推進
- ◆ 対象を限定しない福祉サービスの提供

【テーマ②】【第3章第3節(1)～(5)】

誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために

- ◆ 住宅確保要配慮者への支援
- ◆ 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- ◆ 多様な地域生活課題への対応
- ◆ 権利擁護の推進
- ◆ 災害時要配慮者対策の推進

【テーマ③】【第3章第4節(1)～(3)】

地域福祉を支える基盤を強化するために

- ◆ 民生委員・児童委員の活動への支援
- ◆ 福祉人材の確保・定着・育成
- ◆ 福祉サービスの質の向上

改定の主なポイント ▶ 前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など）

▶ 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方 など）

▶ 区市町村の取組状況について、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として紹介

【終わりに】 1人ひとりがいわゆるジモティ（地元の人）の意識を持ち、地域福祉の当事者として、身近な地域に目を向け、活動に参加し、支え合える社会とするため、都は、機運醸成と併せ、区市町村等関係機関一丸となって地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進していく